

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00059813

2023年4月14日

発信課	消防本部予防指導課
担当者	査察担当 北田
連絡先	電 話 0166-25-1123
	FAX 0166-23-9966
	E-mail yoboshido@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	イベント・行事 ☒ 募集 ☐ 契約・入札 ☐ 会議・説明会 ☐ その他 ☐
日 程	令和5年4月25日（火） 11:30～12:15
発表項目 (行事名)	令和5年春の火災予防運動
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	空気の乾燥や強風等により火災が発生しやすい時季を迎えることから、地域住民や事業所に対して火災予防思想の一層の普及を図ることで、火災等の災害を減少させることを目的として全道一斉に令和5年4月20日（木）から4月30日（日）までの期間で火災予防運動を実施するものです。 また、火災予防運動期間中の行事の一環として、これからの時期に混雑が予想される大規模事業所について、立入検査を実施し、事業者や利用客等に火災予防の啓発を行うものとして4月25日（火）11:30からホテルWBF グランデ旭川（旭川市宮下通10丁目）の立入検査について取材等をお願い致します。
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道（取材）に当 たってのお願い	当日は午前11時30分以降から12時の立入検査を予定しています。 検査終了後、予防指導課長からホテル関係者へ火災予防に関する講話を行いますので、取材等の対応も可能です。 また、立入検査の風景は設置されている消防用設備（消火器、自動火災報知設備、誘導灯など）の維持管理状況のほか、避難経路の状況（廊下や階段室）を確認します。
備 考	

旭消予第105号
令和5年4月14日

報道機関各位

旭川市消防本部
消防長 松尾 彰
(予防指導課担当)

令和5年春の火災予防運動に関する取材について（依頼）

陽春の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市消防行政の推進につきまして格別の御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、これから空気が乾燥し、風が強くなるなど、火災が発生しやすくなる時季を迎えることから、令和5年4月20日（木）から4月30日（日）までの11日間、春の火災予防運動を**別紙1（実施要領）**及び**別紙2（期間中の行事計画）**のとおり実施いたします。

つきましては、同運動及び期間中の実施行事の取材、広報、報道についてよろしくお願い申し上げます。

（連絡先）

担当 旭川市消防本部予防指導課

伊林・北田

電話 (0166) 25-1123

令和 5 年春の火災予防運動実施要領

1 目 的

空気の乾燥及び強風等により火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、地域住民の皆様に対する火災予防思想の一層の普及を推進し、火災及び火災による死者の発生の低減化を図るとともに、住宅用火災警報器の普及促進及び維持管理等、乾燥時及び強風時の火災発生防止対策、放火火災防止対策、特定防火対象物等における火災予防対策等について、地域住民の皆様及び関係機関に広く周知させることを目的として実施するものです。

2 防火標語

「お出かけは マスク戸締り 火の用心」

3 実施期間

令和 5 年 4 月 2 0 日（木）から 4 月 3 0 日（日）までの 1 1 日間

4 実施機関

- (1) 旭川市消防本部
- (2) 旭川市消防団
- (3) 上川町消防団
- (4) 鷹栖町消防団

5 重点目標及び推進項目

- (1) 住宅防火対策の推進
 - ア 住宅用火災警報器の普及促進及び経年劣化した警報器の交換の推進
未設置世帯への積極的な普及促進及び制度の周知を図るとともに、今後の適正な維持管理及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換について、ホームページ及びツイッターを活用し、周知を図ります。
 - イ 高齢者等の安全対策に重点を置いた火災による死者発生防止対策の推進
高齢者等を対象に、住宅火災による死傷者の発生を防止するため、住宅用消火器及び緊急通報システム「ホットライン 1 1 9」の普及を図ります。
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
 - ア 火災予防広報の実施
 - イ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
 - ウ 火気取扱いにおける注意の徹底
 - エ 工事等における火気管理の徹底
- (3) 木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導の推進
 - ア 火を使用する設備又は器具の適切な取扱い及び維持管理の周知徹底
 - イ 消防用設備等の適正な設置及び維持管理の周知徹底
- (4) 放火火災防止対策の推進
 - 放火されない環境づくりの推進
- (5) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
 - ア 建築指導課との合同による特定防火対象物等に対する立入検査の実施
 - イ 消防法令違反のある防火対象物に対する是正指導の徹底

- ウ 特定防火対象物等に対する立入検査・訓練指導の実施
- (6) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
 - 製品の適切な使用・維持管理及び製品火災に関する注意情報の周知徹底
- (7) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
 - ア 催しを主催する者に対する指導
 - イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
 - ウ 火気器具等を使用する露店等への指導
- (8) 林野火災予防対策の推進
 - 火入れ等に対する注意喚起の徹底

6 防火相談所の開設

火災予防運動の実施期間中，市内及び町内の消防署・出張所については，地域における防火・防災・救急に関する相談先及び防火講話・救急講習の実施依頼先として位置付け，各町内会，各団体等からの相談等に対応します。

【相談先】

- ◎南消防署 旭川市7条通10丁目 (電話) 0166-23-4649
 - 緑が丘出張所 旭川市緑が丘東3条1丁目 (電話) 0166-60-8802
 - 豊岡出張所 旭川市豊岡3条3丁目 (電話) 0166-31-4603
 - 神楽出張所 旭川市神楽4条7丁目 (電話) 0166-61-2251
 - 東旭川出張所 旭川市東旭川北1条6丁目 (電話) 0166-36-1171
 - 忠和出張所 旭川市忠和4条8丁目 (電話) 0166-63-1789
 - 東光出張所 旭川市東光27条8丁目 (電話) 0166-33-9973
- ◎北消防署 旭川市大町3条5丁目 (電話) 0166-51-8138
 - 春光出張所 旭川市末広4条1丁目 (電話) 0166-51-3823
 - 新旭川出張所 旭川市大雪通8丁目 (電話) 0166-26-0559
 - 永山出張所 旭川市永山2条17丁目 (電話) 0166-48-2055
- ◎上川消防署 上川郡上川町北町202番地 (電話) 01658-2-1040
 - 層雲峡出張所 上川郡上川町字層雲峡39番地 (電話) 01658-5-3107
- ◎鷹栖消防署 上川郡鷹栖町南1条3丁目 (電話) 0166-87-2042

【火災案内電話】

消防車が火災等へ出動した際，出動した内容・場所をお知らせします。

- ・一般電話 (電話) 0180-99-1122
- ・I P 電話等 (電話) 0166-23-7119

【北海道救急医療情報案内センター】

土日，休日，夜間の当番医を御案内しています。

- ・一般電話 (電話) 0120-20-8699
- ・携帯電話 (電話) 011-221-8699

【お問い合わせ先】

- ・旭川市消防本部 旭川市7条通10丁目旭川市役所第二庁舎2階
 - 予防指導課 (電話) 0166-25-1123
 - 市民安心課 (電話) 0166-23-1668

令和5年春の火災予防運動期間中の行事計画

別紙2

行事名	期日	場所	参加予定者・対象者	内容
ホテル・旅館への立入検査	火災予防運動 期間中 4月20日（木）から 4月30日（日）まで	市内ホテル	防火対象物関係者 予防指導課	繁忙期を迎え、不特定多数の利用者が増加する時期にホテル・旅館等の立入検査を実施し、住民に防火意識の向上を図る。
火災防ぎょ訓練	4月20日（木）	層雲峡マウントビューホテル 上川町字層雲峡	上川消防署 層雲峡出張所	消防職団員の技術向上や、地域住民の防火意識の高揚を図るため、火災防ぎょ訓練を実施する。
		大上川神社 上川町北町25番地	上川町消防団 防火対象物関係者	
スーパーエイジ防火クラブ員による街頭広報	4月20日（木）	物販店舗（市内スーパー等）	地域住民	スーパーエイジ防火クラブ員が、買い物客に対して防火チラシ等を配布するとともに、火災予防を呼びかける。
林野火災対応訓練	4月26日（水）	カムイスキーリンクス 旭川市神居町西丘	北海道防災航空室 消防職団員 警防課	北海道防災ヘリと合同訓練 ※天候等の事情により延期または中止の場合があります。
建築指導課との合同立入検査 （建築物防災週間）	4月20日（木）から 4月26日（水）まで	市内一円	建築指導課 予防指導課	地震、火災、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、建築行政機関と消防機関が連携し立入検査を実施し、防災知識の普及を図る。
女性防火クラブ員による防火広報	火災予防運動 期間中 4月20日（木）から 4月30日（日）まで	市内一円	地域住民	クラブ員が地域住民に巡回広報を行い、火災予防を呼びかける。
防火パトロール		市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	地域住民	消防車両による巡回広報を実施し、火災予防を呼びかけ、乾燥時又は強風時の火気の取扱いにおける注意喚起、放火火災の抑止及び製品火災の発生防止を図る。各消防署において随時車両巡回広報を行うほか、初日である4月20日には、支援車Ⅰ型等の消防（救急）車両を用い、あらかじめ走行ルートを定めた上での巡回広報を行う。 （4月20日巡回広報ルート等はこちらから確認ください。）。
ほのぼの防火訪問		市内一円	75歳以上の方のみで構成する世帯	消防職員・消防団員・防火訪問協力員（女性防火クラブ員）が対象者宅を訪問し、防火点検、指導及び日常生活における防火に関する障害や不安の解消を図る。
防火・防災パネル展の実施		東部まちづくり住民センター	地域住民	東部まちづくり住民センター内で防火・防災に関するパネル展を実施し、防火意識の高揚を図る。

（裏面へつづく）

行事名	期日	場所	参加予定者・対象者	内容
防火査察	火災予防運動 期間中 4月20日（木）から 4月30日（日）まで	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	防火対象物関係者	建築物の防火対策の徹底を図るため、防火査察を実施する。
消防団員による防火広報		市内一円	地域住民	消防分団が消防車により担当地区の巡回広報や防火パレードを行い、地域住民に火災予防を呼びかける。
防火管理協会及び危険物安全協会によるマークプレートの着用		加入事業所	加入事業所会員	事業所の職員が「火災予防マークプレート」を着用し、来店客等に火災予防運動の実施を周知し、火災予防を呼びかける。
多数の者が集合する催しに対する火災予防指導の徹底		市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	地域住民	多数の者が集合する催しに対し、ガソリン等の貯蔵・取り扱いに関すること、火気器具の使用に関すること及び照明器具の取り扱い等の火災予防指導を徹底する。
防火看板の掲示、消防車両へマグネットシートの貼付及び職員のマークプレート着用による広報		市内消防庁舎・市庁舎 上川町内消防庁舎 上川町役場 上川医療センター 鷹栖町内消防庁舎 鷹栖町内消防団詰所	地域住民	各消防庁舎前及び各市町関係施設前に防火看板等を掲示するとともに車両へのマグネットシートの貼付けを実施する。 また、消防職員及び市職員はマークプレートを着用し、地域住民に火災予防を呼びかける。
防火ポスターによる広報 ツイッター及びホームページによる広報		市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	旭川市内及び上川町内、鷹栖町内における事業所及び地域住民	各事業所については防火ポスターを配付、地域住民についてはホームページ及びツイッター等で広報し、火災予防を呼びかける。
市民広報誌「あさひばし」による広報		市内一円	地域住民	市民広報誌「あさひばし」に火災予防運動の情報を掲載し、火災予防を呼びかける。
防火相談所の開設		市内消防庁舎 上川町内消防庁舎 鷹栖町消防署	地域住民	各消防署を防火相談所として位置付け、防火・防災・救急に関する相談等を受ける。